

## 第7回 隠岐の島町都市計画審議会立地適正化計画検討委員会 議事録

日時：令和3年10月8日（金） 13：30～15：30

会場：隠岐の島町役場 会議室

### 1. 開会

### 2. 委員長あいさつ

みなさんこんにちは。お久しぶりでございます。遠くて遠い隠岐の島町でしたが、今回はなんとか来させていただいて議長を務めさせていただくことができました。夕べは久しぶりに隠岐の島のおいしいものとお酒をいただき、良いなと思いました。

今日は第7回で、これまで何回も画面越しから議長をさせていただきましたが、やはり離れて議長をするというのはなかなか難しいですね。皆さんの表情や会場の雰囲気がかたくなかなか掴めないで、うまくできているかいつも心配しながら務めておりました。

今日は対面で務めさせていただけること、本当に嬉しく思っています。大学でも講義をしており、かわいい女子学生の顔をマスクなしで見られるのでリモートはリモートで良いところがありますが、対面になるとみんながマスクをしているのでマスクなしの対面で皆さんと議論ができる日がいつ来るのかなと、そういう日が来ることを願っております。今日はこういう形で皆さんと直にお話ししながら議論できることを本当に楽しみにしております。

今日は議事次第にありますように、議題として「居住誘導区域について」、「都市機能誘導区域について」、「防災指針について」、これまで皆さんと議論して参りました内容が整理されて地図上で表現されておりますので、これを皆さんとともにチェックをしていきながら、最終的には立地適正化計画という計画を記した文書を作り上げるということになります。その文書に組み込む一番大事な部分を今日議論することになりますので、よろしくお願いいたします。

### 3. 議題

#### 1) 前回までのふり返し・居住や都市機能を誘導する目的について

◇資料説明

◇質疑応答・意見

桑子委員長：立地適正化計画をどんな風につくるかというのは、皆さんご理解いただけたか。隠岐の島町の将来の姿を見定めてそれに向かってこのまちをつくっていくという大きな方向性を示すための計画である。この計画に基づきまちづくりを進めなさいというようになっている。西郷港周辺地区の整備をしているが、それとの関係を事務局からもう一度簡単に説明

していただきたい。

事務局：10月1日から西郷港周辺地区の新しいまちのデザインを決めるデザインコンペの応募が始まったところである。町としては、今年度に西郷港周辺地区のデザインを決定して皆さんにお知らせする計画をもっている。以前は港のまわりに観光客や地元の人など多くの人が集まり賑わっていた場所だが、最近是人通りが少なくなり活力がなくなっている。フェリーを利用する方だけでも1日800人～1,000人の方が出入りする場所であり、港が持つ役割と皆さんが集まる目的は必ずあると考えている。この問題点とどうしたら活性化することができるかを考えるために3年前から桑子先生にも携わっていただき町民の方も自由に参加できる場としてまちづくり談義を計11回行いながらまちづくり計画をつくった。まちづくり計画の中でターミナルエリアと呼んでいる西郷港周辺地区を核として、そこからつながる玄関口の地域全体の活力につながるように川・台地・みちがつながっていく。海とまちがつながる場所でもある。同時にまちを支えていくのは次の若い子どもたちの世代なので、そういった世代にもつながるようなまちづくりを西郷港周辺で行っていくという考え方のもと現在進めている。立地適正化計画はそれと同時に検討しながら行っており、西郷港周辺というのが都市機能誘導区域にならないことは考えられないので、まずはそこをひとつの核として捉えて、同時並行で現在進めるといったやり方をしている。

桑子委員長：ターゲットのところである西郷港周辺で実際にまちづくりを進めている。もうひとつ、セントラルエリア（仮称）について、議論のために仮の名前を付けたが、本当であれば名前を決めて計画の中に書き込むべきだと思う。町ではその腹案はないのか。

事務局：事務局では腹案はもっていない。このエリアは、地区としては田井地区と呼ばれている。ただ、地区名だと都市機能をもつ施設が集まっているというイメージが持ちにくい。セントラルエリアというのは中心的位置ということで私は大変気に入っているが、皆さんの意見を伺ってみたいと思う。

桑子委員長：セントラルエリアを正式名称にできるのか。田井というのは田んぼの田に井は水なので、まちの名前にするにはちょっと。会議の議論の中でもこの田んぼのところをどうするかというものがあつたが、まさに田井というのはその景観を表現する良い名前だとは思う。しかし、都市機能誘導ということになるとちょっと……と思う。皆さんからご意見があるか。アイデアを出していただければ、事務局も検討をする。皆さん一緒に考えていただければと思う。また最後にお伺いしたいと思う。

## 2) 居住誘導区域について

◇資料説明

◇質疑応答・意見

桑子委員長：複雑なので、細かいところについてここはどうなっているのかという質問をお持ちの方もいらっしゃると思うが、それは会議の終わった後に質問を受け付ける。まず、全体の趣旨についてご質問やご意見があるか。

齋藤委員：少し違和感があったのが、居住誘導区域なのにレインボーアリーナが入っていることである。このあとに都市機能誘導区域が出てくるが、そちらにレインボーアリーナが入っているのは良いと思う。しかし、居住誘導区域にレインボーアリーナが入っているのは違和感があった。

事務局：この後に説明するが、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域が入っていないといけないという決まりがある。都市機能誘導区域だけで良いのではというのはおっしゃるとおりではあり、避難場所として使うところが居住誘導にあたるかというところだと思う。将来 50 年先にどういう姿になっているか分からないが、あの場所は人口密集地ではないがバス路線沿いであり、将来のことを考えるとあのエリアを居住誘導区域に入れておいて居住を誘導するひとつの場所として考えることはできると思っている。先々ずっとあのあたりがあのままであるかどうかは分からないので、避難場所として一定の大きさをもつエリアで、立地の条件からここは入れても良いのではないかと考えている。

桑子委員長：今はこのように考えているが、まだ最終的に決定するまで時間があるので、検討項目として質問を受け付けさせていただければと思う。その他に何かあるか。ご自身がお住まいのエリアを見ていただくとこれはどうなのかと疑問に思うところが出てくると思う。ここはどうなのかというご質問があれば出していただければと思う。

大庭委員：居住誘導区域の設定について、人口密度はよく分かるが、バス停から 200m に設定するのはどうしてなのか。元々バス停をどういう経緯でつくったのかというと、賑やかだからバス停をつくったとか、その地域で空いた土地がありなおかつ道路沿いに余裕があるというところで設定されたと思う。そこを中心として考えて良いものか。どうしてバス停なのか。根拠がないからバス停が一番良いのかなという考えだとは思いますが、そのあたりを説明していただけるとありがたい。

桑子委員長：既存のバス停があるが、バス停を移動させることができないことはないし、将来使われなくなるところもあると思う。そのあたりは融通が利くようなところではあるが、その変化に対してどのように対応するのかということもあるかもしれない。

事務局：前回の居住誘導区域の考え方はバス停から 200m 圏内ではない考え方であった。公共交通網の路線からそれぞれ 100m の帯を居住誘導区域としてはどうかという考え方をもっていた。例えば、バスがフリー乗降であればそういう考え方もあるのではないかという意見があった。しかし、そもそもバスを使う人にとって便利なところはバス停であるという意見もあり、他の市町村の計画も参考に検討してみた。他の市町村もやって

いるからということではないが、ひとつの考え方としてはバス停のところに将来的に皆さんが集まっていたら、利便性の高いまちとして形成されるのではないかという考え方である。将来的にバス停も増えたり変更したりということも十分あると思う。この計画はリスクの対策もそうだが、それができるとに合わせて区域の変更をしていかなければならない計画だと思っている。

桑子委員長：橋本先生から交通の変化について何かあるか。

橋本委員：将来的にバス路線が廃止になったらそこは誘導区域から消えるのか。そのあたりは交通計画と土地利用の計画を連動させていかなければいけない。今回誘導区域になった地域には誘導区域だから皆さん集まってくださいねとおきながら、しかしバスが民間路線バスだとお客さんがいなければ当然廃止となる。今全国的にコロナで利用者が減っているので廃止したいというのがいっぱい出てきているはずだが、そうすると将来にわたって何が何でもここに路線を維持しなければならなくなるみたいな話も出てくるかと思い、ちょっとしんどいかなと思うところもある。要するに、ある意味ここは将来にわたってバスが維持されることを行政的に約束されたと捉えられなくもないので、それは大丈夫なのかという気がした。

桑子委員長：最初のふり返りのところのストーリーの3で拠点間や居住地を結ぶ利便性の高い公共交通網の形成という項目がある。この大きな方向性を踏まえてこの居住誘導区域を決め、これを決めることによって利便性の高い公共交通網を整備するという2つの点が柔軟に対応しながら将来の計画を定めていくというイメージかと思う。とにかく議論のスタートを決めなければいけないので、他の市町村の例も踏まえて、バス停 200m ということであった。バス路線から 100m からバス停 200m へ変えようという理由は何だったのか。

事務局：バス路線から 100m だと、フリー乗降区間であればいいが、隠岐の島町はそうではない。なので、バスを利用するのであればバス停が便利な場所であるという議論が前回あった。

桑子委員長：また何か疑問等あれば事務局へ申し出ていただければ最終的な計画の策定に至る過程で検討させていただけると思う。

### 3) 都市機能誘導区域について

#### ◇資料説明

#### ◇質疑応答・意見

橋本委員：いろいろと考えて今このような形をつくっていただいたのだと思うが、今この施設がここにあるからここを指定しようという考え方で本当に良いのかというところが疑問である。新しく居住誘導区域を決めてそこに人が今後も住み続けるようにしましょう、そしてそこに人が住み続ける

ようになったときにいろんな都市機能を享受する場所はどこにあるべきか。例えば図書館や病院、役場へ行こうとするときに、そういったみんなが使うような機能はどこにあるべきかというスタンスで本当は考えるのではないかと思っている。今あるものが適切な配置であればそれで良いが、今あるものが安いからや広いからといった理由でここに移ったものだとするとう不便極まりないことになるのではないか。なので、現在の立地を前提として本当に考えて良いのかというのが少し疑問である。もうひとつ、説明の中で小売店が連続して商店街を形成しているというのがあり、なるほどと思って聞いていた。しかし、これを本当に採用するのか。立地適正化計画が動いたときにこれが都市機能施設に認定されてしまうと、小さなお店をつくるときにそのエリアの中に建ててください、そうでなければ書類を出してください、ということになる。エリアの中にある店を閉めようあるいは移ろうとしたときにも書類を出してくださいというようなことになる。要するに、個人店舗のような小さなお店を都市機能として認定するのか。何を都市機能として認定するのかというのはその土地ごとに決めれば良い話ではあるが、誘導区域外で店を出すのに一手間かかることになるので、本当に小さなお店まで認定するのかというところが気になった。大きな施設が建つときには、みんなにとって便利な場所だからここに建ててくださいというような考え方ではないかなと思っていて、あまりにも小さいものにまで手を出すと収拾がつかなくなるのではと思う。要するに、隠岐の島町で何かやろうとすると必ず書類が必要になるような状態になるので、本当にみんなが使うような大規模なものでなければわざわざ都市機能として指定しなくても良いのではないかという気がした。そうだとすると、このエリアの指定も違ってくるのではないかと思った。

桑子委員長：今の話で伺いたいと思ったのは、都市機能の誘導の仕方で、商店街を誘導地域に指定することの意味はどういうことなのか。お店をつくることになるべくここにつくってくださいということになるのかどうか。

橋本委員：商店街というひとつのまとまったものとして考えると非常に大きなキャパシティを持ったものだが、結局は個人店舗の集合体であり、お店を出すときは個人の店舗単位である。お店を出すときに一手間かかるだけの話だといえばそうなのだが、最終的に計画が動いたときにそこに指定されている機能のもの、つまり店を出したり閉じたりするときに一手間かかるようになるので、それを求めて良いのか。要するに、商店街のところに大きなものを建ててくださいとか、エリア指定を否定する話ではないが、商店街にある個別の店舗を都市機能として設定して良いのか。

桑子委員長：商店街を都市機能として考えたが、商店街全体をつくるように誘導することはまずないので、そうすると個々の商店をここにつくってくださいとなり、そうすると都市機能をもつ公共施設の誘導とはまた違った意味になるということであった。

橋本委員：恐らく周辺の自治体の計画をみられたと思うが、行政機関や金融機関、医療機関といったいわゆる公益性が高くたくさんの人がその 1 箇所を使うようなものを都市機能として指定している。小売店舗もある程度の規模のもの、要するに 1 箇所にたくさんの人が集まるようなものは中心部や都市機能を誘導するような狭いエリアに限定してそこに作ってもらい、そこへみんなが来ればいろんなことが享受できるというのが基本的な考え方だろうと思う。そうであるとする都-5 は少し違和感がある。

事務局：もともとあるものが小さいというのが隠岐の島町の悩みである。小さいながらも公共施設や医療機関で絞ると本当に小さい都市機能誘導区域になりかねないという問題がある。商店街というのは、商店の機能は維持しなければならないというのはひとつある。小売店はここに集まってくださいということにも考えられるが、そうではなく今持つ機能を維持するためには、例えば大きな商業施設を建てるならなるべくこの場所を考えてもらえないだろうかというような意味合いで考えたいと思う。また検討したいと思う。

桑子委員長：商店街の機能を維持するためにどうしようかという考えであった。あと、橋本先生がおっしゃった既存の施設をもとにして将来のことを考えるのかという点についてはどうか。

事務局：ひとつの設定するときの考えの出発点としては、今ある施設の立地が適しているかというのはあるが、まずはそこを基本に考えた。見て分かるように、具体名でいうとサンテラス、ひまりは実は都市機能誘導区域に入っていない。というのは、災害のリスクがある場所だからである。基本は今あるところに便利なものがあってそこへ行くので、それを維持するように考えたいというところから出発している。ただ、リスクのあるところは除くということで引き算してできている。

桑子委員長：私もその議論に参加していた。例えば使いやすい平地がよそにあってそこを新しい都市機能誘導区域として開発することがあるならば、橋本先生がおっしゃるようなこともあり得るかもしれないが、隠岐の島町の場合はそれはほとんどない。結局、制約となっている災害リスクをどう避けるかという中で検討すると、現状の施設のある地域を最大限どうにか使うという設定になるというのが私の印象であるが、どうか。

橋本委員：だいたいの地方都市は、私が一緒にやっている自治体も開発が強くなく、その中でどうしようかということをやっているので、基本は同じだと思う。そうはいいながらも将来より人口が減っていき、より集積させていこうとしたときに、今ある場所が本当にみんなにとって使い勝手の良い場所なのかというところを再検討する必要があると思う。その時に、あまりにも遠くて、バス路線上に人が集まるようにしているのにそこからまた車で行かなければならなかったりすると意味がない。バス路線上であっても、買い物に行くのにバスで本当に行くのかということもある。皆さんの普段の行動を考えるとそうではないはずで、そうであれば人が

一番集まるであろうところに設定するのが本当は良いのかもしれない。もちろんそう簡単に建て替えや移動がしにくいということはあるが、今回の説明を聞くと、今これがここにあるのでこうなりましたという説明で、結局今のままではないかと思った。

桑子委員長：将来の居住誘導区域や都市機能誘導区域が現状あるものと違った可能性があるのかどうか検討し、その結果こうなったという説明がきちんとできればそういう風にしていただいたほうが良いのではないかと。単に現状肯定の計画ではないと思うが、どうか。

事務局：おっしゃるとおりであり、そのように理解している。私の説明の仕方が現状の施設を中心に話していたのでいけなかったと思う。例えば港町を見ると、公共施設としては国の施設や県の合同庁舎がある。ではそれがあるからといってここに都市機能を誘導するということではなく、役場や消防署がある北側に公共施設が現在移ってきているので、次の建て替えがあるならばセントラルエリアのあたりを考えてもらえないかというように、そのあたりはコンパクト化していると考えている。

桑子委員長：そのあたりの表現の仕方を含めて工夫していただけると良いと思う。

徳畑委員：今、橋本先生のお話の中でびっくりしたのが、居住誘導区域や都市機能誘導区域を決めると、お店をその地域以外に出そうと思うとたいしたものではないにしても何かしらの文書を出さなければいけないのか。この計画で区域が決まると何か制約のようなものがかかり、違うところに建てるのでお願いしますというような、先ほど先生がおっしゃったように誘導区域からお店を移転するにも文書を出さなければならないのか。例えばこの案だと、栄町に新しく店を出そうとすると文書がいるということであるか。また、居住誘導区域についても、この区域以外のところに家を建てようと思うとなぜ居住誘導区域に建てないのかという理由書を書くといった、これからそういう制約のようなものをかけるということになるのか。私はこの会議に何回も出ているが初めてそのことを聞いたのでびっくりした。勘違いがあったら申し訳ない。

桑子委員長：誘導という言葉があるが、それがどういう風な仕組みや手続きで誘導するのか。誘導される側にはどういう負担がかかるのか。

橋本委員：居住誘導区域内に住宅を建てる・建てないについては何も必要ない。問題は都市機能誘導区域である。地域にお住まいの皆さんが使いたいような施設をバラバラといろんなところにつくっていくからまちが分散して口密度が低くなり、まちが将来維持できなくなる。なので、都市機能誘導区域というのはここに書いてあるような公共施設や医療施設や大きなお店のようなものはみんなが便利の良いところに集まってくださいというものである。ただし、そこに建てなければ罰則があるわけでも何でもない。そこに集まってくださいと言っているがそうではないところに出しても防災上問題なければ構いはしない。しかし、その時にはそこではなくてここに建てますといった書類がひとつ必要になるというだけの話

である。それほど話ではない。中心部にあった病院が郊外に移転したいです、せっかくみんなが行きやすいところにあったのに外に行きたいですといったときに、行ってもしょうがないけれども一言何か書いてくださいというくらいのことである。誘導であり、非常に力が弱い。将来この地域でまちが機能するためにはこうあるべきだという理想があり、その理想に近づけていきたいけれども、残念ながら規制する力はないものである。

桑子委員長：規制や強制ということではなく、あくまで誘導ということである。そのあたりは難しい。今日も説明があったように居住誘導というのはこちらに住んでくださいということだと思うが、例えば地域に含まれないところの家を建て替える時にどういうことが起きるのか、何をしなければならぬかといったこともあると思う。ただ、それはそこに住んではだめということではない。例えば、下水道やインフラ整備は居住誘導区域を中心に進める。1軒のお宅のために税金を使って下水道を引くというよりも、むしろ皆さんに集中して住んでいただけたところに税金を投入して便利になるようにし、税金の公平な負担を可能にする。

橋本委員：基本は誘導なので、行政としてはここに住むことをお勧めしている。そしてこのエリアについては重点的にいろんな事業がぶら下がってくる。要するに、国からの補助金がついたものがいっぱい入ってくる。その地域はどんどん整備されて将来にわたって住みやすいので、ここに住むことをお勧めするが、どうしても不便なところが良いのならそちらに住んでも構いはしないという話である。

桑子委員長：この計画そのものも国の都市計画をどう進めるかという中で国はこういう方針で地域をサポートしますという方向性である。なので、国の政策に沿った基盤整備をすれば国のお金も入ってきてやりやすくなるというようなことだと思う。

齋藤委員：民間の場合はここに集まってくださいと言われても別に好きなところに住めば良いと思うが、先ほど言われた裁判所や県の合同庁舎、警察署などは港町からなくなる場合に現実的にはこのまちなかに同じような建物を建てることは立地の面から不可能だと思う。基本的に平のほうに移るという考え方で良いか。

事務局：前回も齋藤さんから区域が小さいと今の状態でパンパンであったら入らないのではないか、空き家の状態はどうなっているのかというご意見をいただいた。今回の資料には付けていないが、調査をしてもらい表したものがこれになる。青色が居住誘導区域で、見てもらうと、中町や港町には空き家がとても多く、空き家率も20%くらいである。栄町や北の方はそうでもないが、今このような状況である。空き家を生かすことも考えられるし、空き家がなくなった敷地を生かして住宅を建てていくことも可能だと思う。都市機能についても同じである。このように空き家があり、確かにおっしゃるようにセントラルエリアのあたりの空き家は少

ないが、その分敷地はゆったりとしている。例えば港町の合同庁舎や警察署を将来的に移動するときは、玄関口のあたりは敷地の確保が難しいかもしれないが、将来を考えたときにもしかしたら空き家の部分が敷地として有効に使えるようになっていくかもしれない。八尾川のあたりも都市機能誘導区域としてある。細田先生が以前ストックの場所としての敷地も考えて都市機能誘導区域を設定してはどうかという話があった。そういう意味でも敷地を都市機能誘導区域として持っていることは大事なことかと思う。

桑子委員長：細田先生から何かご意見はないか。

細田委員：都市機能誘導区域の中で学校が外れているが、それには何か理由があるか。

事務局：学校や保育園、福祉施設はひとつの場所に集めるのではなく、地域ごとに必要な機能だと考えている。なので、他の自治体の計画を見ても学校は入っていないところが多い。集めるのではなくそれぞれの地域で役立てる施設だと思う。

細田委員：では、町全体でそこを指定しておいて集約するということはまだ考えていないということか。

桑子委員長：学校の場合は生徒が少なくなると統合せざるを得ないことがあるが、それは居住している住民の方や生徒の都合が中心である。都市機能誘導区域に集約することは地理的な条件などを考慮してそういうことはあるかもしれないが、この立地適正化計画の趣旨とは必ずしも一致しないという認識だと私は思っている。その他に何かあるか。

細田委員：港町の沿岸の国や県の施設のところについて、航空写真を見ると高規格道路になっているのではないかと考えており、そういった既存のインフラ設備が整っているところを外してもいいのかとも思っている。含めておいて現在整備済みのインフラは資産として使ってもいいのではないかと考えた。ただ、先ほどの説明ではここにあるものも中央にゆくゆくは移ってもらいたいということなのか。

桑子委員長：県の方から何かあるか。

県土整備局（代理）：県からは特に説明できることはないが、確かに建物の前には2車線の道路ができており、それは皆さん有効に活用していただいているので、それを活用していただきながら配置ができればいいかとは思っている。特にコメントすることはない。

桑子委員長：入れておいたほうがいいということはないのか。将来建て替え更新するときには誘導区域から外れた地域になってしまう。別なところに誘導されるよりも、現状を維持する形で更新する可能性を残すというあたりではどうか。

県土整備局（代理）：選択肢として残すという意味では、残せるものは残しておいたほうが良いかと思う。

桑子委員長：町からこちらに移ってほしいというように誘導ということになるか。

事務局：考え方に沿って選んだ結果がこのようになっている。都市機能がある程度集積していると表現しており、ぽつんとひとつあるだとか、港町には2箇所国に施設があるが果たしてそれは町民の人が利用する上で利便性の高い公共施設の機能となるのかという疑問があり、ここは外している。もうひとつの理由は津波である。港町は1m～50cmの津波が来る。特に、合同庁舎は沿岸にあるので1m津波が来る。防災上の機能の重要な拠点になるところが沿岸部にあって良いのかという理由もあり外している。

細田委員：私も津波のことは考えたが、将来的な対策を含めて検討された方が良いかと思った。玄関口に連なるエリアであり、町の方からするといわゆる中心の一部であるという既存の認識はお持ちなのではないかと思い発言した。

桑子委員長：津波の可能性はあるが、例えば将来防潮堤を高くして災害対応機能を高められるのであれば、そこにあったほうが機能的には良いということがあるかもしれない。

篠原委員：私は港町の合同庁舎の近くに住んでいるが、合同庁舎に来られる方は港から歩いて行っている。これが内部に入ってしまうと徒歩では無理で、車を使わなければならなくなる。CO<sub>2</sub>排出量がどうとか言うようなときに余計な交通量が増える。隠岐の道路は狭いのに無理してそんなことをする必要はない。職員の方たちは隠岐のことに大変一生懸命でいろんなことをされるのに、車で行ってしまったら歩くことがなくなり地域の人とのふれあいもなくなる。なんでもかんでも便利のいいようにということではなく、不便さがあっても良いと思う。津波が心配ならその対策をきちんとして残してほしい。そこがもしかしたら私たちが避難させていただく場所になるかもしれない。すごく頼りにしているのでそういうことも考えていただきたいと思う。

桑子委員長：そのあたりも県の関係部署と相談していただくことが必要かと思うがどうか。

事務局：今、細田先生からお話があり話し合われているのが、都市機能についてである。港町は居住誘導区域には当然入っている。合同庁舎がそこにあるので身近に感じて具体的な議論になっているが、港町を都市機能誘導区域にすると、いろんな公共施設や商業施設を港町のエリアに誘導していくのかという話になる。果たしてそれは今後人口減少する中でなるべく集約していこうという大きな考え方に合っているのかというと、それは少し違うように思う。今あるものの維持は良いと思うが、それを広げるのではなくなるべく集めて便利なようにしたいというのが原則にある。いただいた意見は事務局で検討したいと思っている。

桑子委員長：ではそれも検討していただきたい。

橋本委員：段階的なものを意識したら良いと思う。今つくっていただいているのは、現在レッドがかかっている、現在イエローがかかっているといった現状

のみ見てつくられている。それはそれで正しいと思うが、今後イエローに対する対策工事をやった後はどうなるのか。恐らく今イエローがかかっているから除外されたところは、対策後は居住誘導区域に含めて良いことになると思う。今津波が 2m 来るところは、仮に嵩上げしたらどうなるか。2m ではなくなるので、居住誘導区域に入れて良いかもしれない。この居住誘導区域が一旦決定されたら未来永劫変わらないという話ではないと思う。要するに、居住誘導区域に指定するための条件を今決めている。この条件に合いかつまわりが誘導区域に設定されて一部分だけ除かれているようなところあったとし、連続性がもてるようなら将来きちんと要件が整備されて除外条件から外れた場合には組み込むことができ、そうであれば例えば合同庁舎も建て直すときに嵩上げすれば同じところに建て直すことが可能かもしれない。誘導区域に組み込む要件を考えると、実は今は誘導しないけれども将来条件が変わった場合は誘導区域に組み込むというようなことも頭に入れていても良いのではないかと思う。実際に私が岡山でやっているところでは準備区域という名前を付けて、将来はこの一体が誘導区域になるが今はイエローがかかっているからここはだめというようにしている。行政としては、今は誘導しないが将来ここに砂防堰堤をつくればここも誘導区域にして住めるようにするのでその時には積極的に来てくださいというようなものを宣言したりしている。まちが山に近くて土砂災害があり得るとまちの中心に来てくれるなという話になり、それは非常にまずい。なので、対策がとればきちんと使えるということも考えて良いと思う。今の状況ですべて固めてしまい、それに合わないところは全部はじくと言っていると結構しんどいのではないかと思う。たださえ狭いと言っているので、狭くしないようにしようという努力をされていると思うし、それは恐らく県の事業だったりすると思うのでここは県には頑張ってもらわなければならない。今決めたら変わらないではなく、変わるときの要件というものを意識して議論をしておくで将来像が少し変わるのではないかという気がした。要するに、あるべき将来の姿を想像して、今は欠けているからできないが将来はこうしたいというものがあると議論しやすいと思った。

桑子委員長：計画をつくったときに、未来永劫変わらないわけではなく見直しが当然あると思う。例えば 5 年に 1 回見直すとか、そういうものはあるのか。

事務局：計画はもちろん見直しをする。

桑子委員長：今橋本先生がおっしゃったことを計画書の中に文言としてきちんと入れて、例えば県の防災事業が竣工した場合には区域を見直すというようなことも視野に置くというのはどうか。

橋本委員：良いと思う。

桑子委員長：もちろん港町もそういう見直しで変わる可能性もある。あくまで現状に基づいて考えたものがこれであるが、将来にもいろいろなまちの計画の変更が当然あるのでそれも踏まえて柔軟に見直していくことになる。

#### 4) 防災指針の考え方について

##### ◇資料説明

##### ◇質疑応答・意見

桑子委員長：この防災リスクの低減ということが居住誘導や都市機能誘導にも連動しているということである。この趣旨を計画書の中でうまく説明していただくと説得力のあるものになると思う。

橋本委員：記載の仕方を工夫していただきたいところがある。ひとつは、例えば宅地の嵩上げのように今後ずっとやっていくものと、いつまでにこれをするというものが混ざっている。この資料を見たときに嵩上げの補助は20年先までに制度をつくるといった話かと思った。そうではなく、例えば避難場所設置は5年以内にやるということであれば終わりが見えている。これと同じように矢印で書いているので20年先まで伸びているものについては20年先までにやります、あるいは20年先まではやりませんというようにも見えてくる。安定的にずっとやるものと、そうではなくここまでにすると尻を決めているものとで表現の仕方を変えた方が良いのではないかという気がした。また、最短で5年先というのは長くないか。もっと早くにはできないのかと若干思った。もうひとつ、この防災指針はすごく大事な話である。今回我々がここでつくっている計画は恐らく計画規模というものでつくっており、いわゆる1000年に1度の想定最大規模のもの、防災で最近言われるL2というものは前提にしていない。せいぜい50年に1度くらいのものを想定していて、その水位に対して今の河川の整備の状況はこうで、だからこのくらいの水深になるといったようなことをやっているはずである。そうだとすると、ハードで逃げ切れるかどうかというのは別の話である。要するに、想定以上のものが最近世の中で発生してきていて、そうするとハードで対応できるところに限界があること前提で考えていただかなければいけない。1000年に1度の災害に対応したことをやろうとするとどこにも住めなくなるので、そうではなく50年に1度の災害ではある程度安全が確保されたところで住みましょう、そこにみんな集まりましょうと言っている。しかしそれを超えるものが来る可能性がある。その時にハードでは対応できない。ハードで対応しようと思うととてもお金がかかる。そんなことはやっていられないので、その時にはどうやって逃げるか、どうやって命を守るかということをきちんと考えなければならないと思う。そうだとすると、ここに書いてあるハード整備はともかくとして、合同防災訓練やそこに住んでいらっしゃる方々とやるようなソフトな対応を相当練り込んでいったほうが良いのではないか。例えば、今回は2mの水深で考えているが、2mの水深であっても寝たきりの人は助からない。隣近所に2mの高さまで上がれない人はどこにいるのか、それを地元の人たちは知

っているのか、そういった雨が降ったときに誰か助けに行くのか。そういうときには全町的に被害を受けているので行政の人が行くわけにはいかないと思う。そういうようなところを本当は考えなければならない。そのようなことがより手厚く書かれていると良いと思う。3 年前に倉敷の真備の水害で亡くなった方も大部分の人は 1 階で亡くなっている。2 階建てに住んでいてなぜ 2 階に上がらないかという、上がれなかったからである。隣近所の人が助けに行けていたらもしかしたらということがあったかもしれない。事前にどのように逃げようか、隣近所でどういった助け合いの組織をつくろうかといったことも考えていただいたほうが良い気がする。

桑子委員長：昨日は東京のあたりで地震があったが、あれが南海トラフ地震の引き金になる可能性もあると専門家の先生も言っていた。これは大変なことだ、L2 レベルのものが来る可能性があるということだが、日本海側はそのあたりの緊張感があまりないかなという印象を持っている。何があるか分からないのでそういうことも含めて、特に港町の方々は避難訓練をあまりなされていないという話を伺っているので、行政を頼りにするのではなく住民の方たちもそういう対応をされるようなまちづくりをしていただき、それを町が支援するというのを位置づけると良いと思う。また何か意見があれば、気づかれたことを事務局へ連絡していただければ次回までに検討していただけるのではないかと思います。セントラルエリア（仮称）のネーミングについてはどうか。私がセントラルエリアと言い出したが、島後中央はどうか。セントラルを日本語にただけだが。思いつかれたら事務局へお願いしたい。

#### 4. 事務連絡

#### 5. 閉会